

# 電氣最終保障供給約款

2024年4月1日 実施



九州電力送配電

2024年3月18日 届出

# 電気最終保障供給約款

## 目 次

I 総 則	I - 1
1 適 用	I - 1
2 最終保障供給約款の届出および変更	I - 1
3 定 義	I - 1
4 単位および端数処理	I - 4
5 実 施 細 目	I - 5
II 契約の申込み	II - 1
6 需給契約の申込み	II - 1
7 需給契約の成立および契約期間	II - 2
8 需 要 場 所	II - 3
9 需給契約の単位	II - 3
10 供 給 の 開 始	II - 3
11 供 給 の 単 位	II - 3
12 承 諾 の 限 界	II - 4
13 需給契約書等の作成	II - 4
III 契約種別および料金	III - 1
14 契 約 種 別	III - 1
15 最終保障電力A	III - 1
16 最終保障電力B	III - 5
17 最終保障予備電力	III - 8
IV 料金の算定および支払い	IV - 1
18 料金の適用開始の時期	IV - 1

19	検 針 日	IV - 1
20	料金の算定期間	IV - 2
21	使用電力量等の計量	IV - 2
22	料 金 の 算 定	IV - 6
23	日 割 計 算	IV - 6
24	料金の支払義務および支払期日	IV - 7
25	料金その他の支払方法	IV - 9
26	保 証 金	IV - 11
V	使用および供給	V - 1
27	適正契約の保持	V - 1
28	契 約 超 過 金	V - 1
29	力 率 の 保 持	V - 1
30	需要場所への立入りによる業務の実施	V - 2
31	電気の使用にともなうお客さまの協力	V - 3
32	供 給 の 停 止	V - 3
33	供給停止の解除	V - 5
34	供給停止期間中の料金	V - 5
35	違 約 金	V - 6
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	V - 6
37	制限または中止の料金割引	V - 6
38	損害賠償の免責	V - 8
39	設 備 の 賠 償	V - 9
VI	契約の変更および終了	VI - 1
40	需給契約の変更	VI - 1
41	名 義 の 変 更	VI - 1
42	需給契約の消滅	VI - 1

43	需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の 精算 .....	VI - 2
44	解 約 等 .....	VI - 3
45	需給契約消滅後の債権債務関係 .....	VI - 4
<b>VII</b>	<b>供給方法, 工事および工事費の負担 .....</b>	<b>VII - 1</b>
46	供給方法, 工事および施設 .....	VII - 1
47	工事費負担金等の申受けおよび精算 .....	VII - 1
48	工事費負担金契約書の作成 .....	VII - 2
<b>VIII</b>	<b>保 安 .....</b>	<b>VIII - 1</b>
49	保 安 の 責 任 .....	VIII - 1
50	保安等に対するお客さまの協力 .....	VIII - 1
<b>附</b>	<b>則 .....</b>	<b>附則 - 1</b>
<b>別</b>	<b>表 .....</b>	<b>別表 - 1</b>



# I 総 則

## 1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。  
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

## 2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

## 3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧  
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧  
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。

(4) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契 約 使 用 期 間

契約上使用できる期間をいいます。

(10) 最 大 需 要 電 力

需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたしま

す。)をいいます。

(16) 加重平均市場価格算定期間および単純平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格および単純平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 5 実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、この最終保障供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によりまゝす。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について

て、当該配電事業者を提供すること。

ニ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守して、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

(6) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は、1年をこえない範囲でお客さまと当社との協議によって定めます。

## 8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

## 9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

## 10 供 給 の 開 始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 11 供 給 の 単 位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

## 12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## 13 需給契約書等の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および50（保安等に対するお客さまの協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

#### 15 最終保障電力A

##### (1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただ

し、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

### (3) 契 約 電 力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(イ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重

平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(㊦)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を加えたものとしたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給 を受ける場合	2,571円34銭
	標準電圧20,000ボルトで供給 を受ける場合	2,380円26銭
	標準電圧60,000ボルトで供給 を受ける場合	2,301円06銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	17円98銭	16円86銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	16円36銭	15円37銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	16円24銭	15円25銭

#### ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 16 最終保障電力B

### (1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト

### (3) 契 約 電 力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(イ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(ロ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって

算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を加えたものとしたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,571円34銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,380円26銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,301円06銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,221円86銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 7 円 4 0 銭	1 6 円 3 3 銭
	標 準 電 圧 20,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 9 0 銭	1 4 円 9 3 銭
	標 準 電 圧 60,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 7 6 銭	1 4 円 8 2 銭
	標 準 電 圧 100,000ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	1 5 円 6 4 銭	1 4 円 6 9 銭

#### ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

#### (5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 17 最終保障予備電力

### (1) 適 用 範 囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

#### イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

#### ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

#### (2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、最終保障予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

#### (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(イ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場

価格が別表 3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(㊦)となる場合は、別表 3（加重平均市場価格調整）(1)ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、別表 5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表 5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 5（単純平均市場価格調整）(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価が別表 5（単純平均市場価格調整）(1)ホ(㊦)または(ハ)となる場合は、別表 5（単純平均市場価格調整）(1)トによって算定された単純平均市場価格調整額を加えたものいたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりいたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

(イ) 予 備 線

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	1 0 1 円 5 9 銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	8 0 円 4 0 銭

(ロ) 予 備 電 源

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	1 3 0 円 8 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	1 2 9 円 0 0 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力 率 割 引 お よ び 割 増 し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 18 料金の適用開始の時期

料金は、あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

### 19 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

- ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

## 20 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 21 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(11)の場合を除き、

検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 19（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき

期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 19（検針日）(7)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(10)および(11)の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものいたします。

(3) 計量器の読みは，次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものいたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものいたします。

ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 使用電力量または最大需要電力は，(4)にかかわらず，やむをえない場

合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

- (6) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (7) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、原則として、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。
- (8) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、(7)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。
- (9) 最終保障電力Aまたは最終保障電力Bの料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(8)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、(7)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(8)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

- (10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごと

に(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (11) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 23 日割計算

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算を

いたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 24 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 19（検針日）(6)の場合の料金または21（使用電力量等の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21（使用電力量等の計量）(ii)の場合は、料金の算定期間の使用

電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。

(2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合

ロ お客さまが、破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客さまが、公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりといたします。

イ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(2)イからニまでのいずれか

に該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(2)イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(2)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

(4) お客さまが(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

## 25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は24（料金の支払義務および支払期日）(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ただし、24（料金の支払義務および支払期日）(2)イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

- (6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

## 26 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

- (5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、あらためて(1)および(2)に

よって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。

(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約電力を増加される場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金との差額を預けていただきます。

(7) 当社は、保証金について利息を付しません。

(8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても、保証金をお返しすることがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

## V 使用および供給

### 27 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 28 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

### 29 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率となら

ないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

### 30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 50（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32（供給の停止）、42（需給契約の消滅）または44（解約等）により必要な処置

- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

### 31 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

### 32 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止

することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、24〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 料金以外の債務を支払われない場合

ニ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措

置を講じられない場合

- (4) お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、27（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
  - (5) お客様がその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
  - (6) (1)から(5)によって供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、供給を停止するために適当な処置を行ないます。
- なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。

### 33 供給停止の解除

32（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

### 34 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

## 35 違 約 金

- (1) お客さまが32（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は，この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

## 36 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

## 37 制限または中止の料金割引

- (1) 当社または当該配電事業者が，36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

### (イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，22（料金の

算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し, または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は, 1日のうち延べ1時間以上制限し, または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合(高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。)または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし, 22(料金の算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し, または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は, 1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし, 1時間未満の端数を生じた場合は, 30分以上は切り上げ, 30分未満は切り捨てます。

なお, 制限時間については, 次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入  
いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの  
平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定さ  
れる推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、  
a による修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいもの  
によります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

### 38 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償

の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

- (2) 36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

### 39 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修 理 費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 40 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 41 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

### 42 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社または当該配電事業者は、原則としてその廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ) 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ 44（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(2) 当社または当該配電事業者は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

#### 43 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

当社は、次の場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、お客さまが引き続き当該供給設備を利用される場合（(2)の場合を除きます。）、当該供給設備の利用を開始される際に工事費負担金もしくは臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設された供給設備について、次の金額を申し受けます。

イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

- ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設された供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。
  - イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額
  - ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額  
なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設された供給設備について、次の金額を申し受けます。
    - イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金、臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額
    - ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

#### 44 解 約 等

- (1) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。  
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、42（需給契約の消滅）(1)イによる通知をされないで、そ

の需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 45 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VII 供給方法，工事および工事費の負担

### 46 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

### 47 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，

要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

#### 48 工事費負担金契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。

なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。

## VIII 保 安

### 49 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 50 保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。

(3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事がされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知

していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (4) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。



附

則



# 附 則

## 1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2024年4月1日から実施いたします。

## 2 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものとしていたします。

## 3 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置

別表5（単純平均市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各単純平均市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各単純平均市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

## 4 この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置

(1) 2024年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、22（料金の算定）および23（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) (1)によって日割計算を行なう場合、2024年4月1日の前後の電力量料金に適用する単純平均市場価格調整単価の算定に用いる別表5（単純平均市場価格調整）(1)ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則3（損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置）にかかわ

らず，次のとおりといたします。

イ 2024年3月の検針日から2024年3月31日まで

単純平均市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。

ロ 2024年4月1日から2024年4月の検針日の前日まで

2024年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。

# 別 表



# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。

す。)を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの  
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化  
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭  
価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、46,100円といたします。

#### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしていたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)

に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としたします。

#### ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとしたします。

1 キロワット 時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘

#### (3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

### 3 加重平均市場価格調整

#### (1) 加重平均市場価格調整額の算定

##### イ 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、各加重平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値としたします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値としたします。

$$\text{加重平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

$$\text{全日単価} = \text{各加重平均市場価格算定期間のスポット市場価格の}$$

合計を，各加重平均市場価格算定期間における商品の数により除した1キロワット時当たりの単価

昼間単価＝各加重平均市場価格算定期間の毎日午前6時から午後6時までのスポット市場価格の合計を，各加重平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの商品の数により除した1キロワット時当たりの単価

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお，加重平均市場価格，全日単価および昼間単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 加重平均市場価格調整単価

加重平均市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，加重平均市場価格調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が6円00銭を下回る場合

加重平均市場価格調整単価＝

$$(6円00銭 - \text{加重平均市場価格}) \times (2) \text{の調整係数}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が13円00銭を上回る場合

加重平均市場価格調整単価＝

$$(\text{加重平均市場価格} - 13円00銭) \times (2) \text{の調整係数}$$

ハ 加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は，その加重平均市場価格算定期間に対

応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

加重平均市場価格算定期間	加重平均市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の

供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としたします。

## ニ 加重平均市場価格調整額

加重平均市場価格調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 調整係数

調整係数は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとしたします。

1 キロワット 時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	28 銭 4 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	27 銭 8 厘

### (3) 加重平均市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの全日単価および昼間単価ならびに(1)ロによって算定された加重平均市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 4 離島ユニバーサルサービス調整

### (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

#### イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値としたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、

10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

#### ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

#### ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を

下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日としたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)に

いう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### へ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

#### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 5 単純平均市場価格調整

### (1) 単純平均市場価格調整額の算定

#### イ 単純平均市場価格

1キロワット時あたりの単純平均市場価格は、各単純平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各単純平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、単純平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## ロ 損 失 率

当社の託送約款等に定める値といたします。

## ハ 託 送 料 金 率

### (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率に当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

### (ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率に当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、当社の託送約款等によって算定された離島平均燃料価格が当社の託送約款等に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、当社の託送約款等によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものといたします。

## ニ 補正後単純平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後単純平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後単純平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

補正後単純平均市場価格

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{イによって算定された単純平均市場価格} \\ \text{(消費税等相当額を加えたものといたします。)} \end{array} \times \frac{1}{(1 - \text{ロの損失率})} \right\}$$

+ハの託送料金率

ホ 単純平均市場価格調整単価

単純平均市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの単純平均市場価格が3円34銭を下回る場合

単純平均市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円13銭	1円94銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1円87銭	1円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円86銭	1円69銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円03銭	1円85銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1円80銭	1円64銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1円77銭	1円62銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1円75銭	1円59銭

(ロ) 1キロワット時あたりの単純平均市場価格が3円34銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後単純平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

単純平均市場価格調整単価は、零といたします。

- (ハ) 1キロワット時あたりの補正後単純平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

単純平均市場価格調整単価は、補正後単純平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 単純平均市場価格調整単価の適用

各単純平均市場価格算定期間の補正後単純平均市場価格によって算定された単純平均市場価格調整単価は、その単純平均市場価格算定期間に対応する単純平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各単純平均市場価格算定期間に対応する単純平均市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

単純平均市場価格算定期間	単純平均市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各単純平均市場価格算定期間に対応する単純平均市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各単純平均市場価格算定期間に対応する単純平均市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

#### ト 単純平均市場価格調整額

単純平均市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された単純平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る単純平均市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る単純平均市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定さ

れた加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(イ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロによって算定された加重平均市場価格調整単価を差し引いたものとし、別表3（加重平均市場価格調整）(1)イによって算定された加重平均市場価格が別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロ(ロ)となる場合は、別表3（加重平均市場価格調整）(1)ロによって算定された加重平均市場価格調整単価を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとしたします。

(3) 単純平均市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された単純平均市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまに

あらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。